

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

宇土市では、「生活保護に関する事務」を行うために、「総合行政システム」を使用している。総合行政システムでは、維持管理及び機器の保守管理を外部に委託しているが、事業者との契約の中で個人情報の取扱いに関する事項を定め、個人情報の適正管理を行っている。

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	宇土市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用の支援を行います。 ①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者にたいして、各医療機関および保険会社への預貯金等の調査 ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1. 総合行政システム生活保護 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. レセプト管理システム 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 <情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部福祉課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部福祉課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 0964-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムは住民基本台帳と連携しており、基本的にマイナンバーの登録事務は発生しない。マイナンバーの記載がある申請書等の保管や廃棄の際は複数人で確認するなど、人為的ミスが発生しないよう対策を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードで限定されており、権限のない者はアクセスできないようになっている。また、毎月アクセスログを確認することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]